

**令和8年度 中央区コミュニティ育成事業業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）**

**1 案件名称**

令和8年度 中央区コミュニティ育成事業業務委託

**2 業務内容に関する事項**

**(1) 事業目的と概要**

中央区コミュニティ育成事業は、中央区におけるコミュニティの発展をめざし、多くの区民が集い交流し、連帯感を高める事業実施を目的とする。

本事業は、中央区発足以来継続して実施しており、これまでの蓄積された効果や課題、社会環境の変化を踏まえて、区の特性に応じた事業を企画立案し実施している。

また、各事業の実施にあたっては、地域に根ざした区民の交流、コミュニケーションの場を提供し、人と人のつながりがより緊密になるよう区内各種団体や地域住民が企画運営に参画し、地域コミュニティの活性化及びまちづくりの推進に寄与している。

**(2) 事業内容**

ア 中央区民まつり

イ 中央区民文化のつどい

事業実施にあたっては、上記の事業目的を踏まえるとともに、新たな視点から独創性のある企画を提案に含めること。また、各事業の成果目標を設定し、十分に効果測定することを踏まえた企画・提案にすること。

なお、各事業の詳細については、仕様書（別紙1）を参照のこと。

**(3) 事業規模（契約上限額）**

金 5,474 千円（消費税及び地方消費税含む）

**(4) 契約期間**

令和8年4月1日～令和9年3月31日

**(5) 費用分担**

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

**3 契約に関する事項**

**(1) 契約の方法**

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

本事業の実施は、令和8年度予算の成立が前提であり、予算不成立の場合には実施しないこととする。

また、本件公募型プロポーザルにかかる契約締結については、令和8年度の本事業の予算の発効時以後とする。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

## (2) 委託料の支払い

業務完了後に提出される事業完了報告書等により本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。但し、受注者の申出により、事業を遂行するために事前に必要となる経費がある場合は、協議に応じることとし、委託料の範囲内で認められる経費を事前に支払うこととする。

## (3) 契約書案

別紙契約書（案）参照

## (4) 契約保証金

契約保証金 有（ただし、大阪市契約規則等に該当するときは免除する）

保証人 なし

## (5) 再委託について

ア 令和8年度中央区コミュニティ育成事業業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コ

ンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

#### (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当し、中央区役所の参加資格審査において、その資格を有すると認めた者は、本プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、否定することを目的とした団体でないこと。
- (3) 大阪市税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する団体(以下「暴力団」という)及びその利益となる活動を行うもの、その他暴力団との関係が認められ事業受注者として不適当と認められる場合に該当しないこと
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 上記(1)～(7)の条件を満たす団体同士の連合体での申請は可能とし、以下の要件も満たさなければならない。
  - ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。
  - イ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。

ウ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。

## 5 スケジュール

- ・ 公募開始 令和7年12月24日(水)
- ・ 質問受付締切 令和8年1月7日(水)
- ・ 質問に対する回答 令和8年1月13日(火)
- ・ 参加申請関係書類の提出期間  
令和8年1月15日(木)から令和7年1月16日(金)まで
- ・ 参加資格決定通知 令和8年1月26日(月)
- ・ 企画提案書の提出期間  
令和8年2月4日(水)から令和7年2月5日(木)まで
- ・ 選定結果通知 令和8年2月下旬(予定)
- ・ 契約締結及び事業開始  
令和8年4月1日(水)
- ・ 事業完了 令和9年3月31日(水)

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 募集要項等の配布

- 募集要項、公募型企画プロポーザル参加申出関係書類、企画提案書類等について、次のとおり配布を行う。但し、土曜日、日曜日には行わない。
- ア 配布期間 令和7年12月24日(水)から令和8年1月16日(金)までの期間中  
各日午前9時から午後5時30分までの配布とする。  
(区役所閉庁日及び午後0時15分から午後1時の時間帯を除く)
- イ 配布場所 大阪市中央区役所 5階 市民協働課  
大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号  
(中央区役所ホームページからもダウンロードが可能)

### (2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 令和8年1月15日(木)から令和8年1月16日(金)まで  
ただし両日とも午前9時から午後5時30分までの受付とする。  
(午後0時15分から午後1時の時間帯を除く)
- イ 提出書類
- (ア) 公募型企画プロポーザル参加申出書(別紙3)
- (イ) 法人の場合には登記簿謄本又は登記事項証明書(提出日前3か月以内に発行:写し可)。法人以外の申請者の場合は、定款又は定款に類する規定及び役員名簿(写し可)
- (ウ) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、又は、確定申告書
- (エ) 印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行:写し不可)

- (オ) 使用印鑑届（別紙4）
- (カ) 申出内容誓約書（別紙5）
- (キ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）  
(税務署の様式その3又はその3の3様式[法人]若しくはその3の2様式[個人])  
非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- (ク) 市町村民税及び固定資産税並びに都道府県税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）  
非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

なお、令和7・8・9年度大阪市入札参加資格有資格者名簿に登録されている者は、(イ)～(I)、(キ)、(ク)を省略できるものとする。

- ウ 提出部数 1部
- エ 提出場所 大阪市中央区役所 5階 市民協働課
- オ 提出方法 必要書類を揃えて提出期間内に持参または郵送・配達すること。郵送・配達について、受付期間中に未到達のものは受付を行わない。メール、FAXでの提出は不可とする。受付後の提出書類の撤回、取消、変更、並びに返却はできません。
- カ 参加資格決定通知 令和8年1月26日（月）発送の文書により通知する。

#### (3) 質問の受付

- ア 受付期間 令和7年12月24日（水）から令和8年1月7日（水）午後5時30分まで
- イ 提出方法 別紙2「質問票」に記載し、中央区役所市民協働課（[te0002@city.osaka.lg.jp](mailto:te0002@city.osaka.lg.jp)）まで、Eメールにより提出すること。
- ウ 回答 令和8年1月13日（火）に中央区役所ホームページに回答を掲載する（質問がない場合は掲載しない）。

#### (4) 企画提案書類の提出

- ア 企画提案書類において、提案できる案は1案のみとし、様式については、原則として指定のA4版とするが、指定された様式に記載の項目を全て充足している場合は、別様式での提出も可とする。
- イ 企画提案書類の必須記載項目は、以下のとおりとする。
  - (ア) 事業趣旨、事業効果や目標について（様式1-1・様式1-2）
  - (イ) 事業内容及び実施スケジュールについて（様式2）
  - (ウ) 提案のセールスポイント（様式3）
  - (エ) 過去5年間の類似業務受託実績（様式4）<チラシ等参考資料の別途提出可>
  - (オ) 経費内訳書（様式5）
- ウ 各様式には枚数制限があります。文章の文字サイズは10.5ポイント以上とし、イラストやイメージ図等の注釈等は判読可能な大きさとします。これらの基準を満た

さない場合は、審査の対象外となります。

エ 受付期間 令和8年2月4日(水)から令和8年2月5日(木)まで

各日午前9時から午後5時30分までの受付とする。

(区役所閉庁日及び午後0時15分から午後1時の時間帯を除く)

オ 提出部数 10部(正1部、副9部 副は複写可)

ただし、企画提案者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、企画提案者が推定できる記載は行わないこと。

カ 提出場所 大阪市中央区役所 5階 市民協働課

キ 提出方法 必要書類を揃えて提出期間内に持参または郵送・配達すること。郵送・配達について、受付期間中に未到達のものは受付を行わない。メール、FAXでの提出は不可とする。受付後の提出書類の撤回、取消、変更、並びに返却はできません。

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価内容	配点
業務の理解度 ・実効性	・事業目的及び事業内容を理解した提案となっているか。 ・事業目的に対する成果目標が明確に設定されており、高い効果が期待できる提案となっているか。	35点
協働性	区民や各種団体等が参画できる仕組みとなっているか。	20点
実行性	提案した事業を確実に遂行できる、実績と運営体制があるか。	20点
専門性	事業内容に行政にない専門性・独創性が認められるか。	10点
積算の妥当性	効率的で妥当な経費により提案されているか。	15点
合計		100点

### (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、令和8年度中央区コミュニティ育成事業事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 企画提案者が企画等につきプレゼンテーションを行い、その後選定委員から質疑を行う。プレゼンテーション及び質疑の日時については、参加資格決定通知時に文書にて連絡する。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、実効性(審査項目)の得点が高い方とする。

オ 審査において、合計点数が満点の50%に達しない事業者は受注者として選定しないこととする。

### (3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
  - イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
  - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
  - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
  - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書類の作成等、本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 選定された者との契約手続き等について別途協議を行う。
- ク その他、本仕様書に定めのない事項等に疑惑等が生じた場合は、両者が協議してこれを処理するものとする。

### (2) 提出先、問い合わせ先

〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号  
大阪市中央区役所 市民協働課（担当：世良・須田）  
TEL 06-6267-9734 FAX 06-6264-8283  
Eメール [te0002@city.osaka.lg.jp](mailto:te0002@city.osaka.lg.jp)  
ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/chuo>